

緑区総合庁舎における飲食物販売に関する覚書

横浜市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、緑区総合庁舎におけるキッチンカーによる飲食物の販売に関し、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 本覚書は、乙が緑区総合庁舎においてキッチンカーによる飲食物の販売にあたり必要な事項を定める。

（実施場所・実施時間等）

第2条 飲食物の販売の場所、台数及び日時については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 場所

緑区総合庁舎 庁舎前広場

(2) 台数

1台

(3) 日時

緑区総合庁舎の開庁日の内、概ね週3日程度の11時から17時の間で甲が指定する。

（実施費用の負担）

第3条 飲食物の販売にかかる費用については、全額乙の負担とする。

（行為許可）

第4条 乙は、飲食物の販売にあたり横浜市庁舎管理規則に基づき、甲に行為許可申請を行い、甲の許可を受けなければならない。

（営業許可等）

第5条 乙は、キッチンカーによる販売にあたり、次の各号に定める内容を満たさなければならない。

(1) 販売する飲食物に必要な横浜市で有効な食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に基づく営業許可証の交付を受けていること。

(2) 販売する飲食物に必要な食品表示法（平成二十五年法律第七十号）で義務付けられた表示を行っていること。

(3) 生産物賠償責任保険の保険証を有していること。

（商品の構成・種類等）

第6条 乙は、キッチンカーにより販売する飲食物の商品の構成等について、次の各号に定める内容を満たさなければならない。

(1) 販売する飲食物に使用される食器・容器は、使い捨てのものとする。

(2) 販売する飲食物の全部又は一部が横浜市内で生産された農畜産物を活用した弁当または弁当に類するものとする。

(3) 緑区総合庁舎の運営上相応しい商品により構成することとし、アルコール含有飲料及びアルコール含有菓子類等は含まないものとする。

（商品、キッチンカー等の盗難、破損）

第7条 甲は、甲の責によることが明らかな場合を除き、飲食物販売行為に係る盗難事故や破損事故等に関しては、その責任を負わないこととする。

(事故責任)

第8条 飲食物販売行為によって第三者に生じた事故の補償に関しては、次に定めるとおりとする。

- (1) 当該事故が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が補償する。
- (2) 当該事故が甲の責に帰さない事由により生じたときは、乙が補償する。ただし、乙は当該費用を事故の責任を有する者に請求することができる。

(売上調査の実施)

第9条 乙は、本件飲食物販売行為に係る売上状況を単年度ごとに取りまとめ、翌年度の4月15日までに、売上報告書を甲に提出しなければならない。

(有効期間)

第10条 この覚書の有効期間は、令和9年4月30日までとする。

(原状回復)

第11条 乙は、キッチンカーを撤去したときは、乙の責任と負担のもとに原状回復を行わなくてはならない。

(覚書の解除)

第12条 乙は、甲がこの覚書に定める条項に違反した場合は、この覚書を解除することができる。

2 甲は、第10条に定める有効期間にかかわらず、いつでもこの覚書を解除することができる。

(疑義の解釈等)

第13条 本覚書の定めに疑義が生じたとき、又は本覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して甲乙各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横 浜 市
契約事務受任者
横浜市緑区長 岡田 展生

乙 ○○市○○区○○
○○○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○